

科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会における委員会の設置について

平成18年 8月 2日

科学技術・学術審議会

生命倫理・安全部会

科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会運営規則第3条第1項に基づき、生命倫理・安全部会に以下の委員会を設置する。

○疫学指針の見直しに関する専門委員会

疫学的手法を用いた研究の在り方及び当該事項に係るガイドライン見直し等のための専門的事項に係る調査検討を行う。

(参考) 科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会に設置されている委員会

(1) 遺伝子組換え技術等専門委員会 (平成13年3月15日設置)

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」第13条第1項の規定に基づく確認申請に係る拡散防止措置の有効性の確認及びそれに付随する重要事項に係る調査検討並びに遺伝子組換え技術等に関する専門的事項に係る調査検討を行う。

(2) 特定胚及びヒトES細胞研究専門委員会 (平成13年7月11日設置)

「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」(以下「法」という。)第6条に基づく届出の法第4条の指針への適合性の確認等及び特定胚の研究に関する専門的事項に係る調査検討並びに「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」(以下「指針」という。)に係る樹立計画、使用計画の指針への適合性の確認等及びES細胞の研究に関する専門的事項に係る調査検討を行う。

(3) 試験研究における組換え生物の取扱いに関する小委員会 (平成13年12月26日設置)

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の批准に向けての専門的事項に係る調査検討を行う。

(4) ライフサイエンス研究におけるヒト遺伝情報の取扱い等に関する小委員会 (平成16年5月20日設置)

ライフサイエンス分野の研究開発におけるヒト遺伝情報の取扱い等に関する専門的事項に係る調査検討を行う。

(5) 生殖補助医療研究専門委員会 (平成18年1月20日設置)

生殖補助医療研究のためのヒト受精胚の作成・利用に関する専門的事項に係る調査検討を行う。